

都市自治体における水害に対する 防災・減災のまちづくりに関する アンケート調査 資料編

調査の概要及び単純集計結果の一覧

2023 年度

公益財団法人 日本都市センター

○ 調査の概要

1. 調査の構造と対象

- (1) 名称：都市自治体における水害に対する防災・減災のまちづくりに関するアンケート調査
- (2) 対象：815 市区（792 市、23 特別区）の都市計画担当部署

2. 調査実施主体

公益財団法人日本都市センター

気候変動に対応した防災・減災のまちづくりに関する研究会

3. 調査期間

2023 年 7 月 21 日～8 月 16 日

4. 調査方法

各自治体の都市計画担当課に調査票・依頼状（本体及び Web 回答フォーム・エクセルファイルへのリンクを記載）を郵送し、回答 Web 回答フォームによる回答と、回答用 Excel のダウンロード・メールでの併用(一部 FAX の受付)。

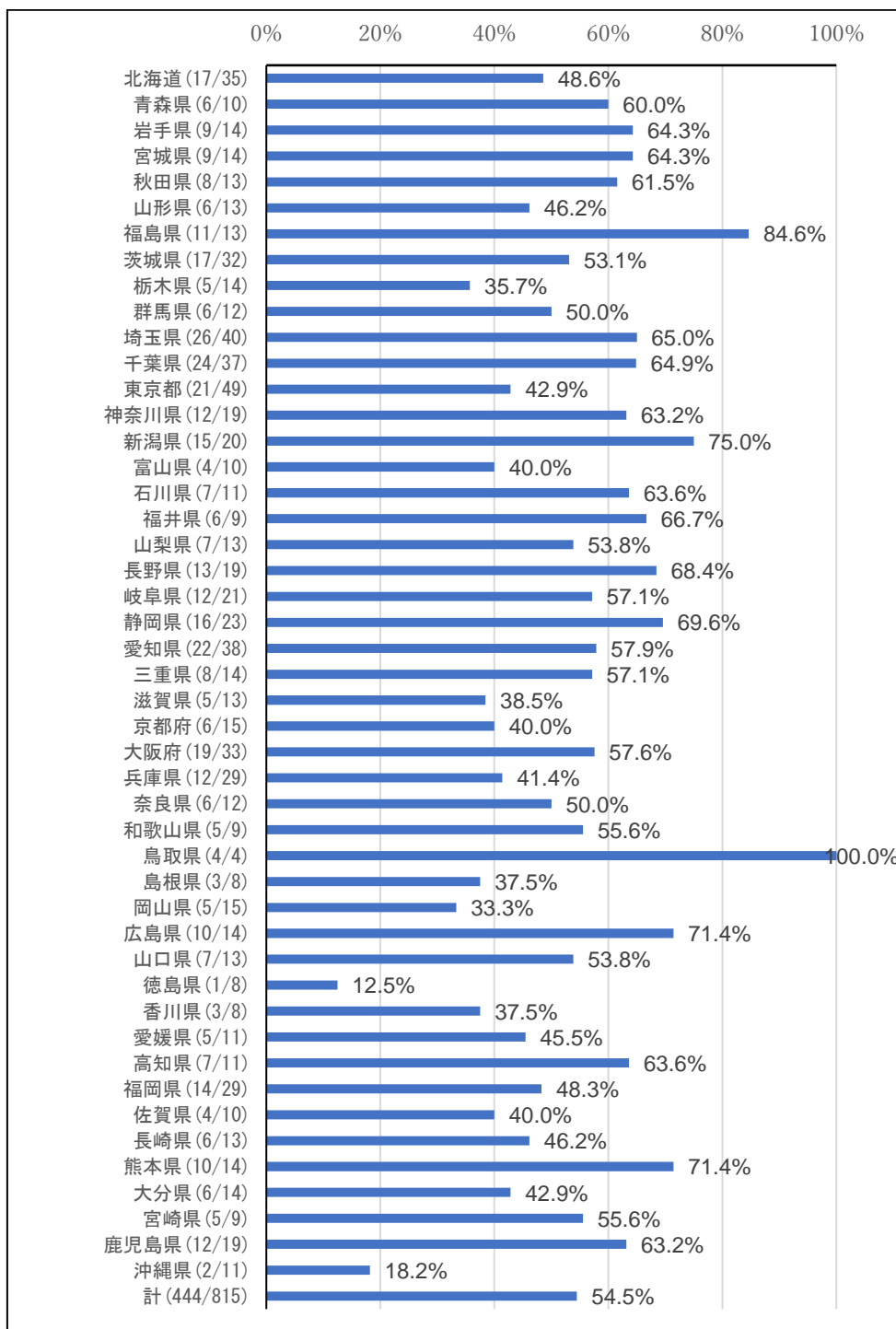
5. 回収結果

- (1) 全体回収率
回収数：444 件 回収率：54.5%
- (2) 自治体類型別回収率

自治体類型	回収数	回収率
政令指定都市 (n=20)	16	80.0%
特別区 (n=23)	12	52.2%
人口 20 万人以上 (n=90)	62	68.9%
人口 10～20 万人 (n=152)	80	52.6%
人口 5～10 万人 (n=239)	126	52.7%
人口 3～5 万人 (n=179)	93	52.0%
人口 3 万人未満 (n=112)	55	49.1%
総計 (n=815)	444	54.5%

- ・ 全体回収率 54.5%にたいして、政令指定都市は 80%と突出して高く、中核市・特例市を中心とした人口 20 万人以上の自治体も相対的に高い回収率となった。
- ・

(3) 地域別回収率



- 一部、回収率が低い県が見受けられるが、全体的には地域の大きな偏りはない。

6. その他

- 特に指定がない場合は、2023年3月31日時点の状況を回答するよう依頼している。
- 本資料中の集計結果については、基本的に小数第2位を四捨五入して掲載している。そのため、一部の設問では割合の合計値が100%となっていないものがある。
- 設問ごとの回答方法について、複数回答の場合は「複数回答可」と表記する。複数回答可の設問の母数(N)は、すべての選択肢に無回答のものと「特になし」などの選択肢を選択したものを除いて算出している。

7. 本調査における用語の定義

○本調査で対象とする災害の種類について

本調査における「防災・減災まちづくり」において対象とする災害は、主に豪雨に起因する河川の氾濫あるいは内水氾濫、高潮・高波による土地の浸水に関連した災害（水害）に限定します。同じく気象現象に起因する土砂災害のほか、地震に起因する災害(地震動による建物、インフラ等への直接被害、火災及び津波災害等)や、火山災害、原子力災害等への対応は、対象としません。

○防災・減災のまちづくり

防災・減災まちづくりにおける自治体の取組みは、主に建設系の部署が所管する、水害による被害を予防、軽減するための計画策定、(河川管理者等関係機関と連携した)治水の事業、関連する施設(貯留、排水、避難等)の整備、土地利用・建築の規制・誘導、コミュニティと連携した地域の防災力向上の取組みなどであり、主に危機管理系の部署が所管する、実際に災害が発生した時の対応、課題などは対象としません。

(避難による対策については、実際の災害発生時の避難誘導、避難所開設等の事務ではなく、住民への事前の水害リスク周知、コミュニティとの連携、避難施設・避難経路の整備・安全確保などの取組みを対象として想定します。)

○ 地域別の傾向

- ・ 北海道：2016年8月の台風11号の影響が大きい。
- ・ 東北・関東・甲信：2019年10月の東日本台風(台風18号)が突出して多い。
- ・ 北陸：2004年、2011年、2022年が多い。
- ・ 東海：愛知・岐阜を中心として、2000年の東海豪雨が最も多く挙げられている。
- ・ 近畿・中国：2018年7月の西日本豪雨が多く、次いで2013・14年もそれぞれ多い。
- ・ 四国：回答自体が少なかったが、その中では2004年、2014年、2018年が多い。
- ・ 九州：2012年の九州北部豪雨をはじめとして2017年以降の各年で一定数の被害が挙げられている。

Q2	災害を受けたことにより、法律に基づく計画・制度等の策定・見直しを行いましたか。〔複数回答可〕		
選択肢		回答数	割合
① 都市・市街地の土地利用に関わる法律（都市計画法、都市再生特別措置法など）	35	27.8%	
② 農地・森林・自然的な土地利用に関わる法律（農業振興法、森林法、自然公園法、自然環境保全法など）	5	4.0%	
③ 包括的な土地利用に関わる法律（国土利用計画法、景観法など）	3	2.4%	
④ 河川・治水に関わる法律（河川法、水防法、特定指定都市河川浸水被害対策法、流域治水関連法など）	43	34.1%	
⑤ 土地利用に関わる条例	8	6.3%	
⑥ 河川・治水に関わる条例	10	7.9%	
⑦ その他	51	40.5%	

(N=126：すべての選択肢に無回答(246)、特に対応無しを選択肢を選択(59)、⑦「その他」を選択したがその内容として「特になし」などと記入(13)をそれぞれ除外)

Q3	災害を受けたことにより、市役所(区役所)では、組織・体制における対応をしましたか。〔複数回答可〕		
	選択肢	回答数	割合
①	防災まちづくりを専門的に所管する部署を新設した	13	13.8%
②	防災まちづくりを専門的に所管する既存の部署の人員を強化した	20	21.3%
③	防災まちづくりを専門的に所管する既存の部署に水害対策に対する業務を追加した	11	11.7%
④	河川・水路等の整備・管理を所管する部署の人員を強化した	27	28.7%
⑤	都市計画を所管する部署の人員を強化した	2	2.1%
⑥	その他	38	40.4%

(N=94：すべての選択肢に無回答(264)、特に対応無しの選択肢を選択(67)、⑥「その他」を選択したがその内容として「特になし」などと記入(19)をそれぞれ除外)

Q4	災害を受けたことにより、地域コミュニティとの連携における対応をしましたか。〔複数回答可〕		
	選択肢	回答数	割合
①	(市が主導して) 防災まちづくりを主たるテーマとする新たな地域コミュニティ組織 (協議会等) を設置した	23	14.9%
②	(市が主導して) 既存の地域コミュニティ組織 (自治会等) と防災まちづくりをテーマとして連携を強化した	71	46.1%
③	(地域の主導により) 防災まちづくりを主たるテーマとする新たな地域コミュニティ組織 (協議会等) が設置された	15	9.7%
④	(地域の主導により) 既存の地域コミュニティ組織 (自治会等) が防災まちづくりをテーマとした活動を強化した	54	35.1%
⑤	その他	35	22.7%

(N=154：すべての選択肢に無回答(228)、特に対応無しの選択肢を選択(53)、⑤「その他」を選択したがその内容として「特になし」などと記入(9)をそれぞれ除外)

B. 防災・減災まちづくりに取り組む自治体の組織・人材・連携について

Q5	防災まちづくりに関連する業務の担当部署、および組織名・組織上の位置づけ・配置人員などについて、それぞれお答えください。
----	---

本設問は、防災まちづくりに関係する業務を担当する部署として、①土地利用（計画立案・改訂・土地利用規制・開発許可等）、②市街地開発事業（区画整理・市街地再開発・宅地造成等）③道路整備・維持管理、④河川・水路整備・維持管理、⑤公園整備・維持管理の5つの分野について、その部署名、配置人員を技術職・事務職それぞれについて回答する形式としたが、職員数は自治体の規模に依存するため、全体の単純な平均値等は意味をなさないことから、以下に示す方法で自治体の規模(職員数)で基準化した値を算出し、その統計値を示す。

また、自治体によって①～⑤のいずれか複数、もしくはすべてを一つの部署で兼ねており部署別の人員を分けて回答することが困難であるなどの事情で、個別の分野の職員数の値が必ずしも実態を反映するわけでは無いことが、集計過程で判明したことから、①～⑤を合算した値にて、上記の自治体規模による基準化を行う。

なお、全ての部署について無回答であった41自治体は以下の集計から除く。

自治体類型	有効回答自治体数	定員管理調査		アンケート回答		分析値		
		(a) 平均値	(b) 平均値	(c) 平均値	(d) 平均値	① 平均値	② 平均値	③ 平均値
政令指定都市	13	6,468.7	626.1	139.6	104.8	10.5%	3.7%	81.7%
特別区	9	2,326.0	172.2	127.8	100.2	7.4%	6.1%	81.4%
人口20万人以上	56	1,564.5	147.5	109.4	75.3	9.5%	7.2%	69.9%
人口10万人以上 20万人未満	72	685.5	58.8	54.2	34.4	8.6%	8.2%	62.7%
人口5万人以上 10万人未満	113	403.7	25.0	32.1	17.0	6.1%	8.2%	53.2%
人口3万人以上 5万人未満	87	281.1	13.6	21.9	9.9	5.0%	8.0%	45.8%
人口3万人未満	53	199.4	10.2	13.6	7.1	5.2%	6.9%	57.3%
全体	403	800.6	66.3	47.8	30.1	6.8%	7.7%	57.7%

○ 基準化に用いた資料・指標の算出方法

総務省自治行政局が調査・公表している、「地方公共団体定員管理調査」より、令和4年度の「一般行政部門における職種別職員数(第4表)」から、一般行政職員の総数(a)、土木職・建

築職に計上されている職員数の和(b)を参照する。本設問で回答された 5 分野の職員総数を c、および技術職の職員数を d としたとき、以下の指標にて分析を行う。

- ① 「地方公共団体定員管理調査」における土木職・建築職が一般行政職員総数に占める割合= b/a
- ② 一般行政職員数全体に占める Q5 で回答された部署の職員数の割合= c/a
- ③ Q5 で回答された部署の職員数に占める技術職の割合= d/c

Q6	災害が発生した場合の避難や復旧等の対応を行う「危機管理」部局以外に、「防災まちづくり」を担当する部署等がありましたら、それについてご記入ください。
----	---

本設問では、①豪雨による土地の浸水に関連した災害、②土砂災害、③地震災害（建物・インフラ等の耐震化・不燃化等）、④津波、⑤火山災害、⑥その他の災害に関して、それぞれの防災まちづくりを担当する部署があれば、その職員数(事務職・技術職)を質問したが、全体的に回答があった自治体数は少なく、職員数も Q5 と同様にばらつきがある事から、全体の集計値は算出せず、それぞれに回答があった自治体数を以下に示す。

自治体類型	回答有自治体数					
	① 水害	② 土砂災害	③ 地震災害	④ 津波	⑤ 火山災害	⑥ その他
政令指定都市	7	4	8	2	0	0
特別区	6	5	8	2	2	1
人口 20 万人以上	29	21	22	5	1	2
人口 10 万人以上 20 万人未満	34	25	30	5	1	4
人口 5 万人以上 10 万人未満	22	28	34	6	2	1
人口 3 万人以上 5 万人未満	26	32	28	12	9	1
人口 3 万人未満	19	25	21	7	4	1
全体	143	140	151	39	19	10

Q7	Q5 および Q6 で回答された部署に配属されている職員のなかで、技術士(建設部門)の資格を取得している職員がいる場合、①～⑥の登録分野別に人数をご記入ください。
----	---

※有効回答が少なく集計値が意味をなさないため、本設問は分析しない。

Q8	Q5④で回答された「河川・水路の整備・維持管理を担当される部署」が、管理されている河川・水路はどのようなものですか。〔複数回答可〕
----	---

選択肢	回答数	割合
① 【政令指定都市のみ】一級河川・二級河川の一部 (県が管理者となる区間の管理権限を委譲されている)	18	4.1%
② 準用河川・普通河川	351	79.1%
③ 農業用水路	110	24.8%
④ 工業用水路	8	1.8%
⑤ その他	82	18.5%
⑥ 市・区が管理者となる河川・水路は無い	9	2.0%
無回答	37	8.3%

Q9	都市計画担当部署〔Q5①〕と河川・治水担当部署〔Q5④〕の間の連携について、どのような取組みが行われていますか。
----	--

選択肢	回答数	割合
① 立地適正化計画の策定、都市計画マスタープランの改訂などにあって、河川・治水担当が検討の会議に加わる	278	65.7%
② 個別の土地利用規制の見直しなどにおいて、河川・治水担当と調整、検討をする	178	42.1%
③ 河川や水路に関わる事業を推進するにあたって、都市計画担当と調整、検討する	153	36.2%
④ 治水に限定されず、防災に関する方針、計画等の策定・改訂にあたって、都市計画担当、河川・治水担当が検討の会議に加わる	237	56.0%
⑤ ジョブローテーションによって相互に所属した経験のある職員が多い	85	20.1%
⑥ 都市計画業務も河川・治水業務も同一の課で担当している	47	11.1%

(N=423)

Q10	防災・減災まちづくりを推進するにあたって、Q9で回答された都市計画、河川・治水担当部署間の連携以外に、どのような部署との連携が行われていますか。
-----	--

選択肢	回答数	割合
① 河川以外の建設（道路等のインフラ管理）	206	53.1%
② 下水道	216	55.7%
③ 公園・緑地	198	51.0%
④ 農地・農業	154	39.7%
⑤ 森林・林業	96	24.7%
⑥ ④・⑤を除く産業・経済部門	90	23.2%
⑦ 地域コミュニティ政策	117	30.2%
⑧ 教育、文化政策	104	26.8%
⑨ 防災・危機管理	279	71.9%

(N=388)

Q11	貴自治体は、流域治水関連法に基づく流域治水協議会の構成員として参加していますか。
-----	--

選択肢	回答数	割合
① はい（参加している）	389	87.6%
② いいえ（参加していない）	54	12.2%
無回答	1	0.2%

Q12	流域治水協議会に関する事務を所管しているのは、どちらの部署ですか。
-----	-----------------------------------

Q11、12の自治体類型別の集計結果を下表にまとめて示す。Q11で「1. はい（流域治水協議会に参加している）」と回答した389自治体のうち、48自治体はQ12に無回答であったため、Q12の各選択肢は有効回答があったものを母数として、自治体類型別に割合を算出している。

自治体類型	Q11 参加割合	Q12 流域治水協議会の所管部署				
		有効回答	①都市計画	②面的整備	③道路	④河川
政令指定都市	16 100.0%	13	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	13 100.0%
特別区	11 91.7%	10	1 10.0%	0 0.0%	4 40.0%	5 50.0%
人口20万人以上	56 93.3%	53	1 1.9%	0 0.0%	2 3.8%	50 94.3%
人口10万人以上 20万人未満	77 96.3%	63	5 7.9%	0 0.0%	8 12.7%	50 79.4%
人口5万人以上 10万人未満	108 85.7%	89	10 11.2%	2 2.2%	11 12.4%	66 74.2%
人口3万人以上 5万人未満	77 81.9%	70	9 12.9%	0 0.0%	15 21.4%	46 65.7%
人口3万人未満	44 80.0%	43	5 11.6%	1 2.3%	4 9.3%	33 76.7%
総計	389 87.8%	341	31 9.1%	3 0.9%	44 12.9%	263 77.1%

Q13	流域治水プロジェクト（以降、流域治水 P）が始まったことによって、協議会に参加している関係主体との連携に変化はありましたか。
-----	--

連携の対象主体	流域治水 P 以前から連携 をすることが多かった		流域治水 P 以前は連携を することはほとんどなかった		無回答
	流域治水 P によって更 に連携が強 くなった	従前と変わ らない	流域治水 P に よって連携を するようにな った	従前と変わ らない	
国 (河川事務所)	89 23.8%	107 28.6%	45 12.0%	120 32.1%	13 3.5%
都道府県	95 25.4%	141 37.7%	43 11.5%	90 24.1%	5 1.3%
流域の市区町村全体	56 15.0%	117 31.3%	41 11.0%	154 41.2%	6 1.6%
特定の市区町村	30 8.0%	109 29.1%	20 5.3%	193 51.6%	22 5.9%
民間事業者 (電力、鉄道など)	18 4.8%	93 24.9%	14 3.7%	224 59.9%	25 6.7%

(n=374 : Q11 で「1. はい (流域治水協議会に参加している)」と回答した 389 自治体のうち、Q13 すべての選択肢に回答が無かった 15 自治体を除く。各選択肢の「無回答」は他の選択肢には回答があったが、当該選択肢に無回答であった自治体の数・割合を示す。)

Q14	流域治水協議会への参加の有無に拘わらず、防災・減災のまちづくりや流域治水に取り組むにあたって、広域連携はどのような観点で必要性がある、あるいは有用であると考えますか。
-----	---

連携の対象主体	事業実施にあたっての調整	リスクなどに関する情報の共有	計画策定・検討における調整	人事的な交流	その他
国（河川事務所）	276 66.0%	320 76.6%	272 65.1%	94 22.5%	5 1.2%
都道府県	319 76.3%	332 79.4%	319 76.3%	118 28.2%	5 1.2%
流域の市区町村全体	189 45.2%	320 76.6%	234 56.0%	115 27.5%	8 1.9%
特定の市区町村	139 33.3%	252 60.3%	167 40.0%	94 22.5%	8 1.9%
民間事業者 （電力、鉄道など）	156 37.3%	244 58.4%	150 35.9%	52 12.4%	16 3.8%

(n=414)

C. 都市計画・土地利用行政における治水・防災の位置づけについて

Q15	立地適正化計画の制度が創設された 2014 年以降、都市計画・土地利用に関係した以下の各種計画・条例等の見直しを行った（もしくは検討している）ものはありますか。〔複数回答可〕
Q16	Q15 で回答されたもののうち、近年の豪雨災害を契機に、策定・改訂したものはありますか。〔複数回答可〕

選択肢	Q15	Q16
① 都市計画マスタープラン	345	17
② 立地適正化計画	291	19
③ 立地適正化計画の防災指針	177	46
④ 用途地域の見直し	224	2
⑤ 区域区分の見直し	116	0
⑥ 市街化調整区域の開発許可制度に関する条例の見直し	61	10
⑦ 流域治水関連法の枠組みによる土地利用規制・制度の導入・指定	7	4
⑧ 都道府県の条例に基づく土地利用規制・制度の導入・指定	5	2
⑨ 市区の条例に基づく土地利用規制・制度の導入・指定（6. を除く）	18	4
全ての選択肢に無回答	40	376

Q17	Q15 で回答された都市計画・土地利用に関係した計画等の策定・検討にあたって、河川の氾濫および内水氾濫のリスクを評価するために参照している、過去に発生した災害はありますか。参照しているものがある場合はその気象現象の具体的な情報をお答えください。
-----	--

※本設問は個別の自由回答のため、ここでは集計を行わない。

Q18	Q17 で回答された災害を想定した時、貴自治体内で発生が想定される土地の浸水に関連するハザードは、どのようなものがあり、またそれはどのような土地利用の地域で発生することが想定されますか。〔各複数回答可〕
-----	---

ハザードの種別	区域の類型							
	A	B	C	D	E	F	G	想定されるハザードはない
① 家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流）	43	55	46	7	27	92	48	39
	19.9%	25.5%	21.3%	3.2%	12.5%	42.6%	22.2%	18.1%
② 家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸浸食）	47	62	52	6	29	92	44	40
	21.8%	28.7%	24.1%	2.8%	13.4%	42.6%	20.4%	18.5%
③ 河川の氾濫による深さ 3m 以上の浸水	71	78	66	14	47	125	56	14
	32.9%	36.1%	30.6%	6.5%	21.8%	57.9%	25.9%	6.5%
④ 河川の氾濫による深さ 0.5m 以上 3m 未満の浸水	109	120	80	24	52	129	59	4
	50.5%	55.6%	37.0%	11.1%	24.1%	59.7%	27.3%	1.9%
⑤ 河川の氾濫による深さ 0.5m 未満の浸水	112	125	81	25	51	130	57	6
	51.9%	57.9%	37.5%	11.6%	23.6%	60.2%	26.4%	2.8%
⑥ 内水氾濫による浸水	76	84	64	14	29	73	29	54
	35.2%	38.9%	29.6%	6.5%	13.4%	33.8%	13.4%	25.0%
⑦ 高潮による浸水	26	29	23	8	15	32	16	106
	12.0%	13.4%	10.6%	3.7%	6.9%	14.8%	7.4%	49.1%

N=216 全ての項目・地域区分に回答が無かった 228 自治体を除いて割合算出

【区域の定義】

- A 【立地適正化計画を策定している場合】都市機能誘導区域
- B 【立地適正化計画を策定している場合】居住誘導区域（A を除く）
- C 【立地適正化計画を策定している場合】居住誘導区域に指定していない市街化区域
- D 【立地適正化計画を策定していない場合】市街化区域（線引き都市の場合）、用途地域が指定されている区域（非線引き都市の場合）のうち、中心市街地活性化法の適用されている地域
- E 【立地適正化計画を策定していない場合】市街化区域（線引き都市の場合）、用途地域が指定されている区域（非線引き都市の場合）のうち、D に含まれない地域
- F 市街化調整区域（非線引きの場合は用途地域外の都市計画区域、いわゆる白地地域）
- G 都市計画区域外

Q19	Q18 で示すような浸水に関係するハザードが想定される区域があるとき、原則として居住誘導区域に指定しない、あるいは防災対策を実施しているハザードの種類を教えてください。[複数回答可]
-----	---

選択肢（ハザードの種別）	回答数	内、Q18 の いずれかに回答有
① 家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流）	84	60
② 家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸浸食）	92	64
③ 河川の氾濫による深さ 3m 以上の浸水	127	85
④ 河川の氾濫による深さ 0.5m 以上 3m 未満の浸水	86	56
⑤ 河川の氾濫による深さ 0.5m 未満の浸水	56	38
⑥ 内水氾濫による浸水	37	27
⑦ 高潮による浸水	25	17
有効回答自治体数	179※	116

※ 全回答自治体 444 のうち、Q19 全ての選択肢に無回答が 265 自治体（その内 Q15 にて立地適正化計画策定有と回答した自治体が 120 含まれる）であった（444-265=179）。

一方、有効回答 179 自治体の中には Q15 全ての選択肢に無回答が 5 自治体含まれるが、これらは国土交通省の公開資料によれば立地適正化計画を策定済み、あるいは策定に向けた具体的な取組みを行っている自治体である。

Q20	Q19のハザードがある区域における居住誘導区域設定の方針、考え方について、以下のうち最もあてはまるものを選択してください。
-----	---

選択肢	回答数	内、Q19に回答有
① 市街地内にハザード区域は存在しているが、ハザード区域であることを基準として居住誘導区域を設定しないという方針は取らず、結果として多くの部分で居住誘導区域が設定されている	98	51
② 市街地内のハザード区域は積極的には居住誘導区域を設定しないが、都市機能の集積や公共交通の条件などを勘案して、特に重要な部分に限定して居住誘導区域として設定する	109	91
③ 市街地内にハザード区域は一定割合存在しており、原則としてハザード区域を居住誘導区域として設定しない方針とし、結果として居住誘導区域とハザード区域が重なるエリアは発生しない	30	26
④ 市街地内にハザード区域がほとんど存在せず、結果として居住誘導区域とハザード区域が重なるエリアは発生しない	11	8
無回答	196	3

Q21	ハザードが想定される居住誘導区域において、どのような対策を行っていますか。
-----	---------------------------------------

選択肢	回答数	割合
① 従前より計画されていた河川改修、排水施設の強化等のハード対策の推進	131	63.3%
② 計画策定を受けて新たに河川改修、排水施設の強化等のハード対策を追加	27	13.0%
③ 避難施設の強化、避難経路の安全性確保	107	51.7%
④ 水害リスクに対応した家屋・建物構造とするための助成・支援等	27	13.0%
⑤ ハザードマップなど災害リスクに対する周知	190	91.8%
⑥ 地域コミュニティにおける防災対応力強化の支援	133	64.3%

N=207 (Q20の回答でハザードエリアに居住誘導区域を設定する可能性がある選択肢(①および②)を選んだ207自治体)

Q22	貴自治体では、立地適正化計画を策定していますか。
-----	--------------------------

	回答数	割合
① 策定している・検討している	278	62.6%
② 策定をしていない・検討していない	152	34.2%
無回答	14	3.2%

Q23	Q22で「策定している」を選択：立地適正化計画を策定した理由を教えてください。〔最大3つまで回答〕
Q25	Q22で「策定を検討していない」を選択：立地適正化計画の策定を検討していない理由を教えてください。〔最大3つまで回答〕

選択肢	Q22 策定有 N=278		Q22 策定無 N=152	
	回答数	割合	回答数	割合
① 立地適正化計画の目標と市全体の政策目標との適合性、	180	64.7%	26	17.1%
② 集約型都市構造と市の地理的条件との適合性、有用性	109	39.2%	36	23.7%
③ 公共交通政策との連携における適合性、有用性	91	32.7%	3	2.0%
④ 中心市街地活性化との連携における適合性、有用性	89	32.0%	5	3.3%
⑤ 公共施設マネジメントとの連携における適合性、有用性	27	9.7%	4	2.6%
⑥ 産業・経済政策との連携における適合性、有用性	4	1.4%	6	3.9%
⑦ 防災・減災まちづくりとの連携における適合性、有用性	22	7.9%	5	3.3%
⑧ その他	16	5.8%	28	18.4%
無回答/該当無し	3	1.1%	65	42.8%

Q24	Q22で「策定している」を選択：立地適正化計画の策定における実務的な課題を教えてください。〔複数回答可〕
Q26	Q22で「策定を検討していない」を選択：立地適正化計画の策定における実務上の障壁となった要因を教えてください。〔複数回答可〕

選択肢	Q22 策定有 N=278		Q22 策定無 N=152	
	① 策定・検討にあたる人員が不足している	115	41.4%	64
② 策定・検討にあたる職員の専門性が不足している	139	50.0%	41	27.0%
③ 策定・検討にあたる予算・財源が不足している	65	23.4%	46	30.3%
④ 立地適正化計画の目標・意義に関する庁内の理解を得ることが困難	43	15.5%	22	14.5%
⑤ 立地適正化計画の目標・意義に関する市民の理解を得ることが困難	76	27.3%	27	17.8%
⑥ 居住・都市機能誘導区域の設定基準を決めることが困難	60	21.6%	25	16.4%
⑦ 居住・都市機能誘導区域の設定に係る合意形成が困難	41	14.7%	21	13.8%
⑧ その他	14	5.0%	14	9.2%
無回答/該当無し	31	11.2%	45	29.6%

Q27	立地適正化計画の防災指針を策定・公表している、あるいは現在策定に取り組んでいますか。
-----	--

選択肢	回答数	割合
① 防災指針を公表済みである	91	32.7%
② 防災指針の策定・検討を進めている	133	47.8%
③ 防災指針の策定には取り組んでいない	49	17.6%
無回答	5	1.8%

(N=278 : Q22 で「策定している」を選択)

Q28	防災指針の検討にあたって、水害ハザードについて水防法に位置づけられた洪水ハザードマップに基づく対応に加えて、より詳細な評価（洪水予報河川・水位周知河川以外の中小河川の洪水分析、内水氾濫を考慮した浸水想定、降雨の強度別の浸水想定など）を参照していますか。
-----	--

選択肢	回答数	割合
① 国（国土交通省の河川事務所）あるいは都道府県が評価・公表をしているものを参照している	125	55.8%
② 市が独自にリスク分析をしている	33	14.7%
③ 詳細なリスクの評価・公表はしていない・検討していない	60	26.8%
無回答	6	2.7%

N=224 (Q27 で 「防災指針を公表済みである」 「防災指針の策定・検討を進めている」と回答した 224 自治体)

Q29	Q21 で挙げられたような防災対策の項目について、その実効性を確保するための取組みをされていますか。具体的な取組みがある場合はその内容と関連する課題などについてご記入ください。
Q30	防災指針の検討およびその対策の取組みにおいて、河川の治水に関わる整備事業の進捗状況、将来の整備完成までの見通しについて、考慮・参照していることはありますか。考慮していることがあれば、その内容と関連する課題などについてご記入ください。

※Q29/30 は個別の自由回答のため、ここでは集計を行わない。

D. 地区単位での防災まちづくり・コミュニティとの連携について

Q31	防災・減災まちづくりの推進にあたって、地域コミュニティとの連携は、どのような観点から意義、必要性があるものと考えますか。〔複数回答可〕
-----	---

選択肢	回答数	割合
① 水害ハザード・リスクに関する情報の周知・共有	386	91.7%
② 発災時の対応(避難等)における組織的活動の支援	345	81.9%
③ 避難が困難な住民の把握、支援における情報の共有	320	76.0%
④ 水利用や環境など複合的な側面も含めた、河川のあり方に関する認識の共有	72	17.1%
⑤ 土地利用・建築の規制・誘導施策における理解の浸透	103	24.5%
⑥ 河川計画、治水に係る事業の効果に関する説明、周知	83	19.7%
⑦ 防災・減災をテーマとした活動による、平時の地域コミュニティの活性化	193	45.8%
その他	7	1.7%

(N=421)

Q32	河川沿いの地域において住民、コミュニティと連携したまちづくりの取組みが行われていますか。
-----	--

選択肢	回答数	割合
① 河川の防災に関わる地域活動（避難、水防等）の支援	171	64.5%
② 防災まちづくりに関連した計画・事業の推進に関連した住民参加	81	30.6%
③ 防災、水循環、環境などに関する（主に子供を対象とした）教育、学習のプログラム	127	47.9%
④ 住民が川、水に親しむことができる機能、空間の整備	125	47.2%
⑤ 河川敷、河川沿いの緑地等を活用した地域活動に関する支援	81	30.6%

(N=265)

Q33	Q32 で回答された取組みと、これまで当該地域で発生した災害の関係について、あてはまるものを教えてください。〔複数回答可〕
-----	---

選択肢	回答数	割合
① 過去に発生した災害を契機とした復旧・災害対策事業として行政が主体となって始めた	61	23.0%
② 過去に発生した災害を契機として、地域住民が主体となって始めた	27	10.2%
③ 災害の前から行われていたが、災害を契機として活動の性質が変化した	38	14.3%
④ 災害の前から行われており、災害前後で活動に変化はない	81	30.6%
⑤ 当該地域では特に大きな災害は発生していないが、他地域での特定の災害あるいは近年の災害多発傾向を受けて活動を始めた	23	8.7%
⑥ 上記いずれにも当てはまらない	121	45.7%
その他	2	0.8%

(N=265 : Q32 にて回答した自治体)